

## 平成 21 年 4 月 20 日 環境農政常任委員会

### 服部委員

私の方から、簡単にこの資料に基づいて何点か伺います。

配付資料に、「条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政部所管条例の見直し結果についてというものがありました。これについて伺いますが、条例の見直しの仕組みという中で、当該要綱に基づいて条例の見直し作業を進めているということですが、この作業チームの概要をちょっと教えてください。

もうちょっと詳しく言いましょうか。「条例の見直し作業を進めている。」ということですので、だれがどういうチームを編成して、だれがキャップで、この条例の見直し作業を進めているかと、そういうことをごさいます。

### 環境農政部政策企画担当課長

条例につきましては各課で所管しておりますので、所管課ごとに見直し要綱に基づいて条例の見直しを検討しているということをごさいます。

### 服部委員

私のイメージとしては、要綱をつくってまで全庁的にやっているわけですから、部を超えた立場でどなたかが編成されて、プロジェクトチームか何かあるのかなど。部を超えた利害得失を離れて、普遍的な条例が目的とする価値というものを将来価値、または現在価値、妥当なのかどうなのか、または時代遅れになっていほしないかというようなところを、一定の距離感を置いて検討する作業チームがあるのかなというふうに思っていたんですが、所管課でやっていらっしゃるんですか。

### 環境農政総務課長

今のお話につきましては、所管課の方でやっております。この見直しに関することにつきましては、5年に一度、社会情勢の変化、あるいは条例の目的が社会情勢と合っているのかどうか、その辺を常に見直そうということで、要綱をつくり、所管課の方で見直しをしているというふうに考えております。

### 服部委員

分かりました。じゃ、要綱はつくったけれども、それは、その現実的な作業は所管課でやっていらっしゃると、こういうことですね。

それで、よく知事は、地方政府とか地方主権とかということをおっしゃるから、そういう知事のキーワードに沿ってこの要綱の見直しを考えることを、所管課がやっていて意味があるのかなというふうに思うんですよ。なぜかというのは、私が冒頭言った観点が見直しの切り口として必要だろうと思うから。これでは何も目的が達成されない、あえて知事が言うことでもないなど、知事がこういう要綱までつくろうということをつくった切り口にはなっていないのではないかなというふうに、僕は思うんですが、いや、そうじゃないよと、切り口は切り口できちっとして、所管課で所期の目的を達成するために見直しをやっていますよと、利害得失、現状に引きずられませんかよと、普遍的な価値を追求するための条例として役割を果たしているのか。また近い将来も果たすような必然性、必要性というのを、そういう環境にあるのか、ないのか、そういうことも吟味していますよと。見直しですからね、これは。見直しということについて、必要か必要ではないか、端的に言って、必要だったらそれだけの価値を生む状況になっているのかどうかということですから、

やっぱり所管課を離れた切り口という、そういう立場という観点というか、そういうものが必要なというふうに思うんですが、そうでないということになれば、所管課が担当しているということであれば、あえて要綱にすることはしないのではないかと。これは知事のパフォーマンスかと。こんなことは当たり前のことではないか、条例の見直し、見直さなければいけないのに見直さないということも、そもそもおかしい。だからやっぱり公共組織として見直さなければいけないところに気が付かないとか、見直さなければいけないけれども、様々な関係があって、現場での関係があって、なかなかそうもいかないというよなときに、そういうときにやっぱり見直していくという第三者の目線やら観点があって、条例というのは見直しの方向にいくのではないのかなというふうに思いますので、第三者のそういう作業チームではなくて大丈夫なのかなと。き憂に過ぎないということであればいいんですが、ちょっとお話しいただきたい。

#### 環境農政部副部長

条例の見直しの関係でございますけれども、この関係につきましては、委員からお話がありましたように、本来、適宜にそういった見直し作業を進めるべきというのが本筋ではあるかと思うんですが、現実的には、一たんつくってしまった条例について、なかなか系統的な見直し作業が行われていないというような状況も踏まえまして、見直しの制度を要綱として設けたものでございます。

見直しにつきましては、要綱の中で、見直しの視点というものが定められておりまして、今日配付いたしました参考資料の結果一覧表の中に、見直し結果というところで表にしております。そこに必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性と、そういったような統一的な視点が定められておりまして、これに基づきまして、それぞれ見直しの作業を行っているところでございます。

条例の中には、非常に手続的に細かい事項を規定したもの、あるいは法律上、条例で規定することが定められているもの、様々なものがありますが、すべてこういった視点で見直しを行っております。この作業についてはそれぞれ所管課で行っておりますが、作業結果につきましては、それぞれ常任委員会に御報告した後、県のホームページでも公開をするというような形で、一般の県民の方の目に触れるような形でも整備をさせていただいております。

そういった意味で、第三者の機関、検討というようなものは、作業実務的といいますか、作業の効率性とかそういった面で、なかなかとり切れないところではありますが、全く県の内部だけということではなくて、こういった委員会に見直し結果を報告し、御審議をいただくとともに、本県広報で県民の皆様にも御覧いただいて、御意見を頂けるような形をとるといったことで、それを補うような形で、この制度がつくられているものでございます。

#### 服部委員

今の副部長のお話の中に、言葉は悪いけれども、見直しは、分かっているけれどもなかなかできないという面もあるかもしれませんね。でも、できれば、地方自治体に条例制定権というのがあるわけですから、やっぱり自治という名の下に見直しも、今副部長がおっしゃったような背景というのを払しょくする自治力というか、神奈川力という言葉があるけれども、自治力というのを高めていかなければいけないのではないかな。それは、やっぱり住民と行政との関係において、住民が高めるということではなくて、まず第一当事者、制定権者というのはいずれも皆様方ですから、だからやっぱり皆さん方がそういうふうに自らの意思で条例の見直しを進めていくということであってもらいたいというふうに思うんです、僕は。条例の見直しに関する要綱もつくって、その時々の方の首長の政策で進めていくというのではなくて、皆さん方自身がそういう方向性とマグマを内在させておいていただ

きたいというふうに思うんですよ。しみじみとそう思うんです、自治というものを考えたときに。マグマというのはどうなのかなというふうに、そういう力をどういうふうにつかつかということ、僕は、二元代表制の下で、議会なら議会の中でそういう力を持っていくということ、今すごく心掛けています。私たち議会がもともと持った権限ということで、チェック能力というものがあるものですから、私ここで、何か生意気なことを申し上げているのですが、また私自身も一住民でございますので、住民自身が期待をし、託している立場でもございますから、推進者の皆様方として、要綱までつくって見直していくのではなくて、もう皆様方自身がそうやって見直していくという観点というのは、すごく大事ではないかなというふうに思えるのですけれども、先ほどの副部長の御答弁で、それを敷えんして考えて自分なりに納得しました。これについては御答弁は要りませんが、そういうふうには思っております。

ですから、積極的に、どんどんやっていってほしいということでございます。

それで、環境農政部所管条例の見直しですから、所管条例が幾つかある中で、平成22年3月31日まで見直すというのは31本あるということですが、全体で何本あるのか教えてくださいませんか。

#### 環境農政総務課長

全体では36で、その36のうち、今後2年以内、要するに平成22年3月31日までに条例を施行後5年を経過しないものについては、これを外して計算をすると、36から5を引きまして、31が見直しの対象ということでございます。

#### 服部委員

分かりました。

必然的な理由があって見直し規定があるわけですが、その運用では、やっぱりここで要綱をつかって条例を見直していくという目的には十分沿わないのでこうなったのか、この見直し規定を生かすことによって、今回の要綱でもって見直ししていくということは、どうなのか、その点は。そもそも持った要綱では、見直しが追い付かないのかどうか、それで、どうなんですか。全部に見直し規定があるんでしょう。

#### 環境農政総務課長

見直しの対象となる31の条例のうち11に規定がございますので、要綱等に基づいて今回やっていくというのは残りの20ということになります。この20につきましては、要綱に基づいて、先ほどお話が副部長の方からございました、規定に基づいて見直しをし、順次その結果を報告しながら運用して、改正、あるいは廃止をしていくというものでございます。

#### 服部委員

ということは、見直し規定があれば、今回の対象にはならないということなんですよ。だったら、始めから見直し規定を入れておけばいいんじゃないのかね、今後のこれからの条例策定については。それとも、これから条例、たくさん、100から200というたくさん出てくるけれども、見直さないでいくというものもあるから、時限立法的なものもあるだろうし、条例の性質にもよるだろうから、あえて見直し規定を入れないでやって、いろんな時間的な制約で、条例の目的を達成しようというようなものについては、見直し規定があるからだとか、あるでしょうけれども、はじめから見直し規定をやっていけば、この要綱は要らないというふうに思ってもよろしいですか。

#### 環境農政総務課長

見直しの規定が入っていれば、要綱に従った見直しは必要ない、そういうふうに思っております。

#### 服部委員

分かりました。では、今後の条例については、見直し規定を入れた方がいいというふうに思います。いかがですか。

#### 環境農政部副部長

条例の中で、見直し規定を設けるもの、設けないものというものは、一応条例の種別、性格に応じて考え方を分けておきまして、県民の権利にまず制約を与える条例ですとか、極めて政策的な内容の条例、そういったものにつきまして見直し規定を設けるということで、昨年6月定例会におきまして、一括見直し規定を設ける改正をさせていただいております。ですから、そういった条例について、類似の条例について、新たに制定する場合などは、見直し規定を設けた形で条例案を提出させていただくような形にしております。

一方で、県の条例を、先ほど私の御答弁でも少し申し上げましたが、非常に審議会の設置条例ですとか組織の関係の条例、あるいは職員の給与の関係の条例等々、非常に法律上、条例で定めることが決められておりますが、その中身が県内部のものですとか、非常に事務的な中身ですとか、そういったなかなか議論の余地が少ないというような条例も多々ございます。そういった条例につきましては、見直し規定を設けて、5年というような形で自動的に議会に審議をいただくような形ではなくて、要綱に基づく見直しという形で取組をさせていただいているものでございまして、見直し規定のある、なしというのは、条例の性格に応じて、一応小分けをしているものでございます。

#### 服部委員

それはよく分かりました。

それで、そういった中から31本というふうになっておるわけですね。それで、思うんですが、31本のうち見直し規定があるものが11本あって、それで見直し結果を既に報告したのは9つあると、それから、今回報告する条例が8本あると、これで17本ですね。それで、今、副部長がおっしゃったとおり、見直しの作業の手順の問題、外形標準ではないけれども、外形的なものなのですが、やるのだったら一遍にやっちゃえばいいじゃないですか。

#### 環境農政総務課長

こちらの条例の見直しの期限というのを申し上げますと、平成22年3月31日までに見直すということで、服務上、法令等の状況、あるいは条例が現在の状況に合っているのかどうか、それを一つ一つ確認をしながら所管課の方で見直し作業を行っているということでございます。したがって、若干時間を頂きながら見直し作業を進めていくという実態でございます。

#### 服部委員

いずれにしても、既に報告したのが9本で、今回8本だから合計17本、今後見直し結果を報告する条例が残っている。皆さん方、所管課というお話が、さっきからの御答弁で何回も出ていまして、今後見直しをする条例名を御答弁いただいておりますが、今後報告する条例は、全部、今日いらっしゃる方々のところに全部所属しているわけですよ。だから、もう分かっているわけだ、自分たちの抱えている、見直さなければいけな

い、報告しなければいけないという条例については、全部分かっていらっしやる。ここは小学校ではあるまいし、手を挙げてくれとは言いませんけれども、どうなの、これは、今御答弁どおり、今後順を追っていかざるを得ない、見直し作業を順を追っていかざるを得ない、それはそうですね、条例を設置された時点の違いもあるし、それから社会のニーズ、行政のニーズの程度の把握、現時点におけるニーズが、近い将来こうなるだろう、だったら見直しはもうちょっと後でもいいという、内容の見定めによって行っている場合もあるかもしれない。その点は、今ここですべて把握、私は仕切っていませんから分かりませんが、この14本、それぞれの課の課長さん、どなたか1人、例えばうちの場合ということで、今後の見直しでもって十分いいのかどうかということを象徴的に、お名前を、条例名を挙げていただいて、どなたかから伺えませんか。やるんだったら一遍でいいのではないかという考えが、一方ではあるんです。いや、そうじゃない、という観点のお話があれば、承りたいということでございます。

#### 大気水質課長

大気水質課で所管しておりますのは、生活環境の保全等に関する条例で、これは現在見直し作業をしているところですが、条例が制定されてからの社会状況の変化、それから環境の状況の変化、また法律等の動向がここでもかなり大きく変わってくる状況もございます。その辺を見極めながらということになりますと、ほかのものと併せてやるというのも、なかなか作業上等も含めて難しい状況にありますので、平成22年3月末、ここまでの見直しをしたいというふうに考えております。

#### 服部委員

だから、そういうふうになると、今課長さんがおっしゃった認識論というのは、見直し要綱があろうとなかろうと、そういう運用で、基本的にはいいわけですよ。したがって、そういうことで結構なんだけれども、どこの視点を変えて見直しをしていくのか、今のお話はそういうことで、次の流れの中でチェックしていけばいいわけだから、知事が要綱をこしらえることはなかったんじゃないの。

#### 環境農政部副部長

今、大気水質課長から申しあげましたように、それぞれ条例によって様々な環境の変化等で、見直しが当然必要になる状況もございます。ただ、今回、こういった要綱を定めて、全庁的に条例の見直しに取り組むようにしたのは、そうした個別の要件に応じて見直していくケースもございますし、なかなかそういった目に見えた動きがない中で、長年にわたって見直しが事実上なされていないようなものもあった状況でございました。それを全体的に要綱を定めることによって、統一的にスケジュールを決めて、当面、昨年と今年の2年間ですべての条例について見直しを行うというのを設定をして、今、各部局で見直しに取り組んでおります。

そういった形で、まず第一段の見直しを行った上で、今後見直しについてきちっとスケジュールを見て、見直し条項のある条例につきましては、原則5年といったスケジュールの中できちっと見直しを行っていくというサイクルを確立していく、そういった意味で要綱に基づく見直しの取組というのは意義があるものと考えております。

#### 服部委員

分かりました。

それでは最後に、見直し結果一覧表を頂いております。この中身は、1番と2番に分かれて、1番目は改正・廃止を検討する条例、2番目は改正・廃止の必要がない条例、この

ように分かれております。見直しの結果ですね。これは、要綱に基づいておやりになったというふうに、当然そういうことだろうというふうに思いますが、ここで、例えば、神奈川県立自然保護センター条例については、改正・廃止を検討するに値すると、こういう結果が出たというふうに思いますよね。それは見直しの際の、必要な見直し作業をやったわけですから。それと、例えば2番目の改正・廃止の必要がない条例ということで、神奈川県自然環境保全審議会条例というのがあります。この二つを概括しながら、ちょっと伺いたいなと思っております。

例えば、自然保護センター条例、これについては、見直しの必要性というものが書いてあります。また、左側には運用実績というものが書いてあります。このセンターの利用者数が、5年前は4万人を超えていたけれども今では2万人を超える程度で、半減しているということが記載をされております。したがって、見直し結果ということになれば、当然こういったことも、やっぱり2万人よりは4万人がいいに決まっているわけですから、こうした条例改正ということになると、何もこの条例は、利用者の数を従来どおり多く増やしていこうということだけではないとは思いますが。緑化思想の普及とかいうことも、この条例はあるわけですから、したがって、改正・廃止を検討する条例というものにこの条例を挙げた理由を、そしてまた、今後どうしていくのかということ、こちらは御当局の方の集まりでございますから、そういったことにもかかわってきますので、その2点ばかりを伺っておきたいと思っております。

#### 緑政課長

自然保護センター条例でございますが、七沢でございます自然環境保全センターという、私どもの行政機関でございますが、その中の一部を県民の利用に供するというので、自然保護センターということで、従前から運用してまいりました。発足当初、自然保護の思想の普及、つまり緑化思想の普及ということで事業をしてまいりましたが、近年では、丹沢大山中心に、自然環境の保全だけではなく再生も含めて、やはりそういう御理解をいただく必要があると、しかも近年では、そういう環境学習、あるいはボランティア活動等々、県民の方のいろいろな活動の高まりもあるという中で、このセンターを拠点として活用していきたいということの中で、施設としては維持をしながら、今般の社会状況に合わせた目的に、まず変更してまいりたいということでございます。

その際、利用者ニーズが減ってきているということもございますが、近年、やはり施設が老朽化していくという中で、その影響も若干あるのではないかと考えておりますが、このところで予算を頂いて、施設を改修させていただいたということもございます。

リニューアルも整いつつある中で、今後、やはり丹沢大山を中心とする自然再生の拠点にしていきたいということでございます。

そのときに、県民利用ということを考えますと、実は同一の建物の中に、自然環境保全センターという行政機関と自然保護センターという、県民の利用提供施設が、いわば名前としては混在しているような形になっておりますので、ここら辺も統一をさせていただいて、県民に混乱を招かないようにしたいというようなことで、改正をしたいということで、今回、見直し結果を報告させていただいたところでございます。

一方で、改正・廃止の必要がない条例の自然環境保全審議会条例でございますが、これにつきましては、自然環境保全法で、自然環境の保全の審議をするためにこういう審議会が必要だということで、規定をされているものでございます。条例で定めて、審議会の構成をきちっと決めなさいというふうにされているものでございますので、そういう意味では、現在でも機能しているものとして、廃止・改正の必要性がないという結論に至ったものでございます。

## 服部委員

それでは、この2点で終わりにします。

今、お話のあった改正・廃止の必要がない条例ということで自然環境保全審議会条例、これは国の自然環境保全法によって、都道府県に設置することとされている審議会についてでございますから、こういったものについて、見直し要綱で見直しの対象にする必要ははじめからなかったのではないかなと思うのですが、その点はどうなんでしょうか。

## 環境農政部副部長

確かに、こういった法律で決められているものにつきましては、見直しについて議論の余地は少ないのが事実でございますが、実際に見直し作業をやっていると、引用されている法令の条項の改正、あるいは用語について、改正すべき用語が改正されないまま残っていたり、そういった状況もままございまして、そういったものも含めてそういった趣旨から、これらの条例につきましてもすべて見直しの対象という形で、要綱で整理をさせていただいているということでございます。

## 服部委員

そういう中で、ある意味では、こういう審議というのはなかなか見えにくいし、地道な見直し作業であり、また審議会の運営自体も地道なものだろうと、しかし非常に大事だというふうに思うんです。見直し結果の中で、基本方針適合性というところにも記載はされておりますが、会議の公開等運営に関する要綱の考え方に合致しているということでございます。こういう非常に大事な会の公開等の運営に関する要綱、こういうところも、こういう会議の、例えば県民に周知をしていって、こういう審議会がある、また開かれているとか、もちろん、ホームページにも審議内容はあらかじめ載っているわけでございます。したがって、県民に対するそういう普及というものを兼ねるためにも、そういう公開への様々な工夫、努力というのは大事だというふうに思います。何人ぐらいの傍聴者が来ていただけたのかというようなことも大事なことだろうというふうに思いますが、こういった会の保全審議会等もガラス張りにされておりますけれども、公開審議、県民への周知の徹底についてお話を伺って、終わりたいと思います。